

西村あさひ法律事務所

国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議(COP27)を受けての金融機関への期待
とビジネスへの影響 –COP27 の評価–

金融ニューズレター

2023 年 7 月 7 日号

執筆者:

E-mail ☒ [曾我 美紀子](mailto:miyama@nishimura.com)E-mail ☒ [橋本 裕子](mailto:yoshihiko@nishimura.com)

1. はじめに

エジプトのシャルム・エル・シェイクで開催された国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議(COP27)¹は、当初 2022 年 11 月 6 日から 11 月 18 日で予定されていたが、2 日間延長され 11 月 20 日に閉幕した。COP27 は、気候変動や地球温暖化による被害を受けている途上国で開催される締約国会議であったことから、先進国と途上国の利害関係の調整や協調に注目が集まっていた。その中でも COP26²からの課題であった「損失と損害(Loss & Damage)」が主要なトピックとして交渉の中心となり、その交渉が難航したことから会期が延長される結果となった。加えて、COP27 は、前回の COP26 での成果を受けた「実施の COP」として気候変動対策の実施強化に焦点が当てられていた。COP での合意内容及び動向は金融機関のビジネスにも影響を及ぼすことから、本年 11 月 30 日から UAE で開催される予定の COP28 に先立ち、COP27 を振り返るとともに、COP27 を受けて金融機関へ向けられる期待及びビジネスへの影響について検討する。

2. COP27 の重要な合意内容

まずは、COP27 における幾つかの重要な合意内容について、簡単に触れる。

既述のとおり COP27 は気候変動対策の実施強化に焦点が当てられており、COP27 の全体決定として気候変動対策の各分野における取り組みの強化を求める「シャルム・エル・シェイク実施計画(Sharm el-Sheikh Implementation Plan)³」が採択された。同計画は、COP26 の全体決定である「グラスゴー気候合意(Glasgow Climate Pact)⁴」の内容を踏襲しつつ、緩和(温暖化の緩和策)、適応(温暖化による被害への適応策)、損失と損害(Loss & Damage)及び気候資金等の分野で、締約国の気候変動対策の強化を求める内容となっている。

以下では、同計画及び COP27 におけるその他の各決定等の中で特に金融機関のビジネスに影響を及ぼし得る部分について述べる。

(1) 損失と損害(Loss & Damage)に対応するための基金の創設

冒頭でも述べたとおり、COP27 の一番の成果は、先進国と途上国の間で、気候変動の悪影響に伴う損失と損害(Loss & Damage)⁵に対応するための基金の創設に関する合意に至ったことであろう。この背景には、途上国が先進国に対して、気候変

¹ 同日時・場所において、パリ協定第 4 回締約国会合(CMA4)及び京都議定書第 17 回締約国会合(CMP17)も開催された。

² COP26 での主な合意事項等については 2022 年 10 月 12 日号金融ニューズレター(<https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/20221012-88281>)を参照されたい。

³ https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cp2022_10a01E.pdf

⁴ https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cp2021_12_add1E.pdf

⁵ 損失と損害(Loss and Damage)は、気候変動の不可避免的な悪影響に伴う損失及び損害全般を意味する。

動問題の責任と補償を求め、損失と損害(Loss & Damage)について資金援助を長年に亘り要求してきたという経緯がある⁶。2021年に開催されたCOP26において、途上国より、損失と損害(Loss & Damage)に対応するための資金ファシリティの創出が要求された。しかしながら、先進国の反対により合意に至らず、妥協案として、「グラスゴー気候合意」において、議論する場としての「グラスゴー対話(Glasgow Dialogue)⁷」が設けられた。COP27では先進国及び途上国ともにかかる背景を意識して交渉が行われ、「シャルム・エル・シェイク実施計画」の中で、気候変動の悪影響に脆弱な途上国を支援するため⁸の損失と損害(Loss & Damage)への対応を担う基金を新たに設立することが決定された。加えて、本年11月30日からUAEで開催される予定のCOP28において新たな資金アレンジメントと基金の両方を運用する方法について提言を行うために、transitional committeeを設置することで合意した⁹。

(2) 石炭火力発電の段階的削減及び緩和作業計画

「シャルム・エル・シェイク実施計画」において、「産業革命以降の気温上昇を1.5°Cに抑える」という目標に基づく取り組みの実施の重要性が確認されるとともに、各国政府は、排出削減対策の講じられていない石炭火力発電の削減と非効率な化石燃料への補助金の段階的廃止に向けた取り組みを加速するように要請された。「グラスゴー気候合意」において、排出削減対策の講じられていない石炭火力発電について、石炭火力発電への依存度の高い国による反発を受けて、最終的に"phasedown" (削減)に表現が弱められていたことを踏まえ、COP27では"phase-out" (削減段階的廃止)への文言変更が期待されていたが、引き続き反発が強かったことを受けて、結局はCOP26の内容を踏襲するものとなり、また、化石燃料全体の削減については盛り込まれず、大きな進展はなかった。一方、COP27及びCMA4の決定として、2030年までの緩和の野心と実施を緊急に拡大することを目的とした「緩和作業計画 Mitigation Work Programme: MWP¹⁰」が採択された。かかる計画において、各国政府は、2023年末までに「国が決定する貢献(Nationally Determined Contributions: NDCs)¹¹」(温室効果ガス排出削減目標)の2030年目標を見直し、強化することが要請された¹²。加えて、計画期間を2026年までとして毎年議題として取り上げて進捗を確認することが策定され¹³、今後の各国の取り組みが重視されることになる。

(3) GGA 及び適応資金

「適応に関する世界全体の目標(GGA)(Global Goal on Adaptation)¹⁴」の実現のためにCOP26で設置が合意された、2年間の作業計画である「適応に関する世界全体の目標(GGA)に関するグラスゴー・シャルム・エル・シェイク作業計画(GlaSS)¹⁵」に関して、CMA4において、締約国は、目標の達成度を測定するための枠組みを定義し、今後1年間の進捗状況をレビューできるよ

⁶ 損失と損害(Loss and Damage)は長年議論されており、パリ協定において「適応」とは別個の規定として「損失及び損害」に関する規定が設けられたものの、先進国による途上国への補償については交渉が進展していなかった。

⁷ この対話は、Subsidiary Body for Implementation(SBI)の各年の最初の会期で行われ、第56会期から始まり、第60会期(2024年6月)で終了する予定である。<https://unfccc.int/event/first-glasgow-dialogue-gd1>

⁸ 先進国と途上国の間で交渉は難航したが、中国のように資金負担能力のある国が存在することを念頭に、EUが途上国を幅広く支援対象とするのではなく、「脆弱な途上国」に限定することを提案し、最終的に合意に至った。いずれの国が「脆弱な途上国」に該当するかについては、今後議論される。

⁹ <https://unfccc.int/news/cop27-reaches-breakthrough-agreement-on-new-loss-and-damage-fund-for-vulnerable-countries>

¹⁰ <https://unfccc.int/topics/mitigation/workstreams/mitigation-work-programme>

¹¹ <https://unfccc.int/process-and-meetings/the-paris-agreement/nationally-determined-contributions-ndcs>

¹² https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma4_auv_2_cover_decision.pdf パラグラフ23

¹³ https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma2022_10_a01E.pdf Sharm el-Sheikh mitigation ambition and implementation work programme パラグラフ5

¹⁴ GGAは、パリ協定第7条第1項に規定された「気候変動への適応に関する能力の向上並びに気候変動に対する強靱性の強化及び脆弱性の減少」に関する世界全体の目標である。

¹⁵ <https://unfccc.int/topics/adaptation-and-resilience/workstreams/glasgow-sharm-el-sheikh-WP-GGGA>

うにすることを決定した¹⁶。また、CMA3で決定された先進国全体での2025年までの適応資金の倍増¹⁷についても、UN Climate Change's Standing Committee on Financeは、COP28での検討に向けて、報告書を作成するよう要請された¹⁸。

(4) 気候関連情報開示規制の整備

COP27では、企業のためのグローバルな環境開示プラットフォームを運営する非営利団体のCDP(Carbon Disclosure Project)とIFRS財団が、International Sustainability Standard Board(ISSB)(国際サステナビリティ基準審議会)のIFRS S2気候関連開示基準(IFRS S2)をCDPのグローバル環境開示プラットフォームに組み込むことを発表した¹⁹。ISSBは、COP26において、IFRS財団が、投資家の情報ニーズを満たすグローバルなサステナビリティ関連の開示基準を策定するために設立した審議会である²⁰。CDPのプレスによると、CDPのこの決定は、市場に力強い環境情報の開示を提供するという決意の表れであり、IFRS S2による開示の早期の適用を加速させ、それにより投資家が必要とする気候関連情報を一貫して早期に提供するとともに、要件の調整により企業の報告にかかる負担を軽減するものであると説明されている²¹。

加えて、これまでTCFD提言では、温室効果ガスの排出量について、Scope1及びScope2の排出量は開示すべきとされていたのに対し、Scope3²²の排出量の開示については重要と評価される場合に開示が推奨されるにとどまっていたところ²³、ISSBは、2022年10月の会合においてScope3の開示も求めることを決定しており²⁴、かかる基準が統一的なグローバルスタンダードとして使用されることにより、Scope3の開示がさらに進むことが予想される。

3. COP27を受けての金融機関への期待及びビジネスへの影響

(1) 途上国への投資の強化

上記で整理したとおり、COP27ではこれまでに合意された事項をいかに実行するかに焦点が当たり、特に実行のための資金の拠出に注目が集まった。その中でも、損失と損害(Loss & Damage)に対応するための基金や先進国の適応資金の倍増の実効性確保等、先進国から途上国への資金拠出が重要な論点となり大枠が合意されたことで、かかる資金の拠出が進められることになると言えるだろう。途上国が温室効果ガス排出量を削減し気候変動の影響に対処するためには2030年までに毎年およそ2兆ドルが必要になることが、新しいデータで示された²⁵。「グラスゴー気候合意」においても、国レベルのみならず、NGO及び民間を含めたその他の機関に対して損失と損害に関連する活動への支援を強化するよう明示的に求められていること²⁶を踏まえ、今回の国レベルの合意は民間金融機関の協力を視野に入れたものと言える。

¹⁶ https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma2022_10a01_adv.pdf Decision 3 / CMA.4(Glasgow–Sharm el-Sheikh work programme on the global goal on adaptation referred to in decision 7/CMA.3) パラグラフ 8

¹⁷ https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma3_auv_2_cover%20decision.pdf パラグラフ 18

¹⁸ <https://unfccc.int/news/cop27-reaches-breakthrough-agreement-on-new-loss-and-damage-fund-for-vulnerable-countries>

¹⁹ <https://www.cdp.net/en/articles/companies/cdp-to-incorporate-issb-climate-related-disclosure-standard>

²⁰ 企業のサステナビリティ関連の開示に関しては、Task force on Climate-related Financial Disclosures(TCFD)(気候関連財務情報開示タスクフォース)等の様々な団体が各々で策定した基準が存在している状況であったところ、国際的な開示の基準を統一するためにISSBが設立された。なお、上記のIFRS S2は、基本的にはTCFD提言の枠組みに沿ったものとなっている。

²¹ <https://www.cdp.net/en/articles/companies/cdp-to-incorporate-issb-climate-related-disclosure-standard>

²² Scope3とは、事業者が自ら排出している温室効果ガスの排出量であるScope1及びScope2以外の、事業者の活動に関連する、他の事業者が間接的に排出する温室効果ガスの排出量をいう。

²³ https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2021/07/2021-TCFD-Implementing_Guidance.pdf 29頁

²⁴ <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/10/issb-unanimously-confirms-scope-3-ghg-emissions-disclosure-requirements-with-strong-application-support-among-key-decisions/>

²⁵ <https://www.theguardian.com/environment/2022/nov/08/developing-countries-climate-crisis-funding-2030-report-nicholas-stern>

²⁶ 「グラスゴー気候合意」パラグラフ 40

COP26におけるGFANZの発足を受けて、金融機関がネットゼロへの移行を加速させるため、カーボンニュートラル達成に必要な投資を行うことを明言したことから、金融機関の役割が改めて注目されている。今回のCOP27を受けて、金融機関としては、「途上国」という地域的なカテゴリーにも着目していく必要があると思われる。途上国は政情不安や法制度の不整備等、先進国とは異なるリスクを抱えているため、金融機関にとってもリスクとなり得るが、マーケットとしては大きく、重要なビジネスチャンスでもあると言えるだろう。特に国レベルでも途上国への支援が必要とされており、政府系金融機関やグローバルな金融機関による途上国への支援もより一層期待できると言える。実際に、例えば、日本政府が全額出資する日本貿易保険(NEXI)の貿易保険を活用することで、民間金融機関による途上国への融資が実現される事例が出てきている。また、アジア開発銀行は、本年4月に、先進国から政府保証を募ることで民間金融機関による新興国の気候変動対策に対する資金供給を促す方針であることを、報道を通じて公表した²⁷。

(2) 緩和のためのトランジション・ファイナンスの強化

上記では途上国への投資強化の必要性について触れたが、今回のCOP27では先進国及び途上国の差なく、緩和のためのトランジション・ファイナンスの重要性も強調された。

「シャルム・エル・シェイク実施計画」の中で、2050年までにネットゼロエミッションを達成するためには、2030年までに年間約4兆ドルの再生可能エネルギーへの投資が必要であること及び低炭素経済へのグローバルな転換には少なくとも年間4~6兆ドルの投資が必要であると予測されている²⁸。これを受けて、このような資金需要を満たすためには、民間金融機関の参加及び金融システムや構造の変革が必要であることも強調されている²⁹。

また、「緩和作業計画」においてNDCsの強化が求められたことに伴い、国レベルでの目標を達成するために、各国においてより一層緩和のためのトランジション・ファイナンスを促進するための動きが活発化することが予想される。既にEUでは、2020年にサステナブルファイナンスのアクションプランに基づき環境的にサステナブルな経済活動を分類・定義するための「タクソノミー」が発効し、2021年に個々の経済活動に関する具体的な指標・尺度が公表されるとともに、2022年より適用が開始されている³⁰。日本では、2021年5月に、金融庁・経済産業省・環境省が「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」³¹を策定し、2022年に、経済産業省が、トランジション・ファイナンスの推進を目指し、環境負荷の高い事業について脱炭素への移行に向けた分野別の技術ロードマップを策定している³²。今後もこのような国や地域ごとの方針が強化され、民間金融機関にとってもより一層重要な投資分野になっていくことが予想される。

(3) 気候関連情報へのアクセス

既述のとおり企業の気候関連情報の開示基準の整備が進んでいる。これにより、どのような情報を開示すれば良いかの指針が明確となることで、企業はより積極的に情報開示を行うことが可能となるとともに、かかる情報開示が今後金融機関から投融資を受けるうえで益々重要となることが予想される。金融機関としても、気候変動への対応が求められ、自己の投融資先のポートフォリオをカーボンニュートラルの達成に向けて構築していきたい状況で、企業から提供される信頼性の高い一元化された情報に依拠することができることから、グリーンウォッシングを防ぐことができるとともに、投資判断の効率化を図ることができると考えられる。

²⁷ 2023年4月14日付日本経済新聞朝刊記事

²⁸ 「シャルム・エル・シェイク実施計画」パラグラフ33

²⁹ 「シャルム・エル・シェイク実施計画」パラグラフ34

³⁰ <https://eu-taxonomy.info/>等参照

³¹ https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210507_2/03.pdf。なお、同基本方針においては、「トランジション・ファイナンスとは、気候変動への対策を検討している企業が、脱炭素社会の実現に向けて、長期的な戦略に則った温室効果ガス削減の取組を行っている場合にその取組を支援することを目的とした金融手法をいう」と定義されている。

³² <https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220204001/20220204001.html>

特に、2022年10月の会合で、ISSBは、Scope1、2及び3の絶対的な総排出量の情報なしに企業の移行リスクを十分には理解できないという投資家からのフィードバックを受け、気候関連開示基準のドラフトにScope3の開示を含めることを確認した³³という経緯からも分かるように、これまで金融機関はScope3の情報へのアクセスが制限されていたと言えるが、今回のCOP27での決定やその後の対応は、このような状況の改善に役立つと思われる。

4. 最後に

上記のとおり、損失と損害(Loss & Damage)に対応するための基金の創設が決定されたという点で大きな進展を見せたとされるCOP27ではあったが、支援の対象国や基金拠出主体、基金の配分等の詳細な制度設計はCOP28での議論に委ねられている。また、先進国全体での2025年までの適応資金の倍増やNDCsの強化等も引き続き検討がなされる想定であり、COP28や関係者の今後の動向にも引き続き注視することが望ましい。

ちなみに、筆者橋本はCOP27のグリーンゾーンを訪問し、NGOや企業団体の行うカンファレンスやパビリオンで情報収集を行った。今回はエジプトでの開催ということでエジプトはもちろんアフリカの企業がパビリオンを有していることが多かったが、日本を含むその他の地域からも政府系の団体、金融機関及びネットゼロへの移行に向けた技術開発を行っている企業等が多数参加していた。特に技術開発を行っている企業の種類は幅広く、再生可能エネルギーや電気自動車等はもちろん、カーボンニュートラルを可視化するためのデータの収集や分析を行い、民間企業に提供する企業等も多く見られたのが印象的であった。COP27のテーマの一つである「実施のCOP」を実現する前提として、カーボンニュートラルの実現に向けた新たなビジネスが様々に動いていることの表れであり、当該ビジネスを提供する側と提供される側のいずれにおいても今後金融機関からの資金提供のニーズが高まっていくことが期待される。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

³³ <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/12/issb-announces-guidance-and-reliefs-to-support-scope-3-ghg-emiss/>